

群馬県水道水質管理計画（原案）に関する意見の概要及び意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要 (要旨)	意見に対する考え方	意見の採択 により修正 した箇所の 有・無	意見の採択によ り修正した箇所	
				修正前	修正後
1	水道水質管理はきわめて重要なことである。水質検査計画の策定状況をみると、未策定が7事業者ある。早急に策定し、100%にしなければならない。	ご意見のとおり、水道水質管理は重要なことですので、計画（原案）において、全ての水道事業者が水質検査計画を策定し、ホームページ等で公表することとしています。	無	-	-
2	検査実施状況は、自己検査又は委託検査で行われているが、本当に水質が大丈夫なのかチェックする必要がある。	ご意見のとおり、水質検査の信頼性を確保することは重要なことですので、計画（原案）において水質検査の精度管理実施など検査体制の維持・拡充等について基本方針を定めることとしています。	無	-	-
3	石綿管がまだ残っているのであれば早急に取り替えるべき。	ご意見を参考に、施設の更新等について水道事業者とともに取り組んでまいります。	無	-	-
4	漏水のチェック体制を強化し、無駄を省くことを真剣に考える必要がある。	ご意見を参考に、漏水のチェック体制の強化について、水道事業者とともに取り組んでまいります。	無	-	-